

租税公課	二
小作料	九三五 (四五%)
合計	二二二六
副収入(雑、穀穀)	一三九
差引	二〇八七

殆どいふに足りぬ副業しかなく、従つて生活を維持するためにはどうしても、賃仕事に出かけねばならぬ、貧農にとつて一日八十六錢(實際はこれ以下)の労賃で(町村税滞納を差引かれ無償労働が多い)これでどうして一家の生活が出来るか。米價吊上で小作農は殆どその恩恵には浴しない、十二月ないし一月小作農の新米販賣期に米價高(米價維持をやれば)によつて得た收得は其他の飯米購入期に依然米價が高ければ結局相殺される、儲ける者は地主だけである小作農としては小作料が低下せざる(自作農なら小作制的地主所有)限り永久に救はれるものではないといふことがいへるのだ。

昭	庭先米價	農家一日の勞賃
1	三四三二	一五二
2	三〇四八	一四六
3	二七八七	一四九
4	二七一二	一三六
5	一七八〇	一三三
6	一六〇七	八八
7	一九〇八	八六

米價政策の概括とその効果

前述の如く米價政策として、昨年設けられた、農林省米穀部顧問會議、政府の米穀統制調査會等、其他の資本家、地主の諸團體の現在迄(九月二十五日)の對策を綜括すると次の如くである。